

地球環境部会の審議状況等について

平成26年3月
地球温暖化対策課

1 所掌事務

「地球環境対策に関すること」

(関係例規) 京都府環境審議会条例(第7条)、京都府環境審議会運営要領(第3条)

2 平成25年度中の審議状況等

部会開催日：平成25年8月27日、平成26年3月13日

項目	内容
京都府地球温暖化対策条例の一部改正について	・ 京都府地球温暖化対策条例の一部改正案について報告
京都府地球温暖化対策推進計画について	・ 京都府地球温暖化対策推進計画の検証
特定事業者排出量削減計画書制度について	・ 特定事業者排出量削減計画書制度の進捗状況について報告
京都版CO2排出量取引制度の運用状況について	・ 京都版CO2排出量取引制度の運用状況について報告

3 平成26年度の予定

項目	内容
府の地球温暖化対策のあり方について	地球温暖化対策の点検について

京都府地球温暖化対策条例の一部改正について

1 条例改正の内容

(1) 改正の理由

COP17（平成23年、ダーバン）において気候変動枠組み条約に基づき各国が報告義務を負う温室効果ガスに「三ふっ化窒素」が追加されたため、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正（ ）が行われ、それに伴って条例について所要の改正を行うもの

平成25年5月24日公布・施行。ただし、温室効果ガスに「三ふっ化窒素」を追加する改正規定については、平成27年4月1日施行

(2) 改正の内容

同法の改正に伴い、条例第1条第3号「温室効果ガス」の定義を次のとおり改正。

現 行	改正（案）
1 二酸化炭素	1～6 （略）
2 メタン	
3 一酸化二窒素	
4 ハイドロフルオロカーボンのうち規則で定めるもの	
5 パーフルオロカーボンのうち規則で定めるもの	
6 六ふっ化硫黄	
	<u>7 三ふっ化窒素</u>

(3) 条例改正スケジュール

- ・ 平成25年9月 9月定例会に条例の一部改正案を上程
- ・ 平成27年4月1日 施行予定